

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第60号）

1 請求対象文書（諮問案件第91号ないし第96号）

- (1) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する契約締結に係る支出負担行為伺及び前金払実施伺の書面と添付の書面（諮問案件第91号に係る公開請求）
- (2) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する指名競争入札執行通知書の送付についての書面（諮問案件第92号に係る公開請求）
- (3) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する見積結果報告についての書面（諮問案件第93号に係る公開請求）
- (4) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する工事工程表（諮問案件第94号に係る公開請求）
- (5) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する契約締結（変更）に係る支出負担行為伺（工事実施（第1回変更）設計書、平面図、横断面添付）の書面（諮問案件第95号に係る公開請求）
- (6) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する建設工事変更請負契約書（諮問案件第96号に係る公開請求）

2 担当課（所） 土木部奥能登土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 6. 9 公開請求
- (2) H18. 6. 20 公開決定
- (3) H18. 8. 3 異議申立て
- (4) H18. 9. 1 諮問
- (5) H21. 3. 9 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

諮問案件第91号及び第93号ないし第96号に係る公文書の特定に誤りはなく、本件公開決定は、妥当である。

諮問案件第92号に係る異議申立てについては、不適法なものであり、実施機関において却下すべきである。

該 当 条 項	審 査 会 の 判 断 要 旨
<p>条例第11条 第1項（公開）</p>	<p>1 諮問案件第91号 異議申立人は、下請けした施工延長は70mで除去土量は1,180m<sup>3</sup>であったと主張しているが、当審査会において、「契約締結に係る支出負担行為伺及び前金払実施伺」及びそれに添付されている「工事実施（当初）設計書」を見分したところ、施工延長70m、除去土量1,120m<sup>3</sup>と記載されていることが認められ、公文書の特定に誤りはないと考えられる。</p> <p>2 諮問案件第92号 異議申立人は、当該異議申立書の「異議申立てに係る処分」欄に、「平成18年6月20日付 奥能土第761号 公文書公開決定処分」と記載しており、この決定は、「平成8年度松波川県単河川防災工事に関する指名競争入札執行通知書の送付についての書面」の公開請求に対して行われた処分である。 しかしながら、「異議申立ての趣旨及び理由」欄の「異議申立ての趣旨」においては、別件の公開請求によって公開された入札書の記載に関して異議申立てしていると認められる。</p>

該当条項	審査会の判断要旨
	<p>このようなことから、本件異議申立てにおいては、「異議申立てに係る処分」欄に記載された処分と「異議申立ての趣旨」の記載内容が整合しておらず、異議申立ての対象となる処分が特定されていない。</p> <p>実施機関は、諮問後に異議申立人に対して当該異議申立書の不備について補正するよう口頭で要請したが、異議申立人がこれに応じなかったため、期限を付して平成20年12月1日付けで補正命令書を送付したが、異議申立人からは返答がなかったと述べている。</p> <p>したがって、当該異議申立ては、不適法なものであるため、実施機関において却下すべきものと考えられる。</p> <p>3 諮問案件第93号</p> <p>異議申立人は、当該工事は1回の入札で落札したため、入札不調による見積書は存在するはずがないと主張しているが、当審査会において、関係の簿冊を見分したところ、「入札結果報告」がつけられ、そこで「入札結果」欄に「不調」のゴム印が押印されており、入札日と同日付けで「随意契約の締結について」を起案し、見積書を添付した「見積結果報告について」と題する供覧処理票が認められたため、公文書の特定に誤りはないと考えられる。</p> <p>4 諮問案件第94号</p> <p>異議申立人は、工事の施工延長は294mで除去土量2,802.9m<sup>3</sup>であったため、公開された文書の記載と違っていると主張しているが、当審査会において「工事工程表」を見分したところ、除去土量が1,120m<sup>3</sup>と記載されており、当該工事の工事実施（当初）設計書における除去土量1,120m<sup>3</sup>と整合しており、公文書の特定に誤りはないと考えられる。</p> <p>5 諮問案件第95号</p> <p>異議申立人は、工事の施工延長は294mで除去土量2,802.9m<sup>3</sup>であったため、公開された文書の記載と違っていると主張しているが、当審査会において「契約締結（変更）に係る支出負担行為伺」及びそれに添付された「工事実施（第1回変更）設計書」を見分したところ、施工延長250m、除去土量1,180m<sup>3</sup>と記載されていることが認められたため、公文書の特定に誤りはないと考えられる。</p> <p>6 諮問案件第96号</p> <p>異議申立人は、収入印紙が貼付されていない建設工事変更請負契約書を別に取得したが、公開された契約書では印紙が貼付されており、虚偽の文書であると主張しているが、当審査会において「建設工事変更請負契約書」を見分したところ、収入印紙の貼付が確認されたため、公文書の特定に誤りはないと考えられる。</p>

5 審議経緯 審査回数 8回

(別 紙)  
答申第60号

# 答 申 書

平成21年3月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、別記に掲げる本件公開請求1、5及び8ないし10について、別記に掲げる公文書を特定し公開した決定は、妥当であるが、別記に掲げる本件公開請求2に係る公開決定に対する異議申立ては、不適法なものであり、却下すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年6月9日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する契約締結に係る支出負担行為伺及び前金払実施伺の書面と添付の書面  
（諮問案件第91号に係る公開請求。以下「本件公開請求1」という。）
- (2) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する指名競争入札執行通知書の送付についての書面  
（諮問案件第92号に係る公開請求。以下「本件公開請求2」という。）
- (3) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する入札結果報告の書面  
（以下「本件公開請求3」という。）
- (4) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する随意契約の締結について（伺い）の書面  
（以下「本件公開請求4」という。）
- (5) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する見積結果報告についての書面  
（諮問案件第93号に係る公開請求。以下「本件公開請求5」という。）
- (6) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する建設工事請負契約書  
（以下「本件公開請求6」という。）
- (7) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する監督員選任通知伺の書面  
（以下「本件公開請求7」という。）
- (8) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する工事工程表  
（諮問案件第94号に係る公開請求。以下「本件公開請求8」という。）
- (9) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する契約締結（変更）に係る支出負担行為伺（工事実施（第1回変更）設計書、平面図、横断図添付）の書面  
（諮問案件第95号に係る公開請求。以下「本件公開請求9」という。）
- (10) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する建設工事変更請負契約書  
（諮問案件第96号に係る公開請求。以下「本件公開請求10」という。）

なお、本件公開請求3、4、6及び7に係る公開決定については、異議申立ては行われていない。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、平成8年度松波川県単河川防災工

事に係る簿冊につづられた別記の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年6月20日に異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人、平成18年8月3日に、本件処分のうち本件公開請求1、2、5及び8ないし10に係る処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「審査法」という。）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成18年9月1日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件公開請求1、2、5及び8ないし10に係る処分の取消しに関する異議申立てにつき、諮問を行った。

### 5 諮問案件の併合

諮問案件第91号ないし第96号の6件の諮問は、いずれも平成8年度松波川県単河川防災工事に係る支出負担行為何から契約の締結及び契約書の供覧に至る一連の施行手続きに係る公文書の公開請求であり、当審査会は一括して審議し答申することとした。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述等で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、工事の数量について、当審査会が見分した設計書では「施工延長」及び「寄洲除去工」と記載されているが、異議申立人は、これに対応する語として、「単距離」及び「除去土量」と記載しており、また、請負者が提出する工事工程表では、後者に対応する語として「土工（数量）」と記載されている。

以下、これらについて、「施工延長」及び「除去土量」の語を用いて表記する。

#### (1) 本件公開請求1について

異議申立人は、平成8年度松波川県単河川防災工事について、指名競争入札の通知を受け入札に参加したところ、1回目の入札で有限会社和光建設が落札し、異議申立人は同社の依頼を受け下請したが、その施工延長は70m、除去土量は1,180m<sup>3</sup>であったと記憶している。

公開された文書では、除去土量が1,120m<sup>3</sup>となっているので、虚偽と思われ、違法、不当である。

#### (2) 本件公開請求2について

異議申立人の記憶では、入札は1回で落札したはずであり、また、公開された1回目の入札書では、異議申立人の会社以外のものには「1回目」の記載がなく、さらに、2回目の入札書のうち、2者のものには「2回目」との記載がないことから考えると、公開された文書は虚偽と思われ、違法、不当である。

(3) 本件公開請求5について

異議申立人の記憶では、1回の入札で落札したので、入札不調による見積書は存在するはずがなく、公開された文書は虚偽と思われ、違法、不当である。

(4) 本件公開請求8について

公開された工事工程表には、除去土量が1, 120 m<sup>3</sup>と記載されているが、異議申立人の行った施工延長は294 mで除去土量2, 802.9 m<sup>3</sup>であったので、公開された文書は虚偽と思われ、違法、不当である。

(5) 本件公開請求9について

公開された工事実施（第1回変更）設計書では、施工延長250 m、除去土量1, 180 m<sup>3</sup>となっているが、異議申立人の行った施工延長は294 mで除去土量2, 802.9 m<sup>3</sup>であったので、公開された文書は虚偽と思われ、違法、不当である。

(6) 本件公開請求10について

異議申立人の別件の公開請求によって公開された建設工事変更請負契約書は、収入印紙が貼付されていなかったが、本件処分により公開された建設工事変更請負契約書では、印紙が貼付され、また、押印の位置も違っているので、公開された文書は虚偽と思われ、違法、不当である。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、理由説明書において、次のとおり主張している。

(1) 本件公開請求1及び5について

平成8年度松波川県単河川防災工事については、10者を指名して平成9年2月25日に指名競争入札を実施したが、不調となったので、2回目の入札における最低価格入札者である有限会社和光建設から見積書を徴して随意契約を締結した。

本件公開請求1及び5に対しては、「契約締結に係る支出負担行為伺及び前金払実施伺」（工事実施（当初）設計書を含む。）及び「見積結果報告について」の文書を特定して公開した。

ここで、「工事実施（当初）設計書」における設計数量は、施工延長70 mで除去土量は1, 120 m<sup>3</sup>であった。

(2) 本件公開請求2について

平成8年度松波川県単河川防災工事については、平成9年2月18日付けで指名業者に対して指名競争入札の執行を通知したので、この通知に係る文書を特定して公開した。

なお、本件公開請求2に係る公開決定については、異議申立書が提出されたが、その「異議申立ての趣旨」において公開した公文書とは関連のない入札書の不備を主張しており、諮問後、口頭で補正するよう要請したが、異議申立人がこれに応じないので、平成20年12月1日付けで期限を付して補正命令を発したが、補正書の提出はなかった。

(3) 本件公開請求8について

本件公開請求8については、契約の翌日の平成9年2月27日に、請負者から提出された工事工程表を公開したもので、工事実施（当初）設計書のとおり、除去土量は1,120<sup>m</sup>³となっている。

(4) 本件公開請求9について

本件公開請求9については、「契約締結（変更）に係る支出負担行為伺」（工事実施（第1回変更）設計書を含む。）の文書を特定して公開した。

請負契約の変更は、当初契約締結後、請負者が現況の測量を行い変更を申し出たことを受け、「工事実施（第1回変更）設計」を行い、施工延長250m、除去土量1,180<sup>m</sup>³として、契約を変更したもので、最終的な除去土量の報告を受け変更契約したのではない。

(5) 本件公開請求10について

本件公開請求10に対しては、「建設工事変更請負契約書」の文書を特定して公開したもので、県が保管する契約書には印紙は貼付されている。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公文書の性格等について

本件請求文書は、平成8年度松波川単河川防災工事に係る支出負担行為伺から契約の締結及び契約書の供覧に至る一連の施行手続きに係る公文書である。

### 3 本件公開請求1、5及び8ないし10に対する公文書の特定について

異議申立人は、公開された本件文書は虚偽であり、ほかに公文書が存在するはずと主張しているため、この点について検討する。

#### (1) 本件公開請求1及び5について

当審査会において、「平成8年度単河川防災工事綴」の表題を付した簿冊につづられた「契約締結に係る支出負担行為伺及び前金払実施伺」及びそれに添付されている「工事実施（当初）設計書」を見分したところ、施工延長70m、除去土量1,120<sup>m</sup>³と記載されており、また、「見積結果報告について」と題する供覧処理票が認められた。

さらに、同簿冊には「入札結果報告」がつづられ、そこで「入札結果」欄に「不調」のゴム印が押印されており、入札日と同日付けで「随意契約の締結について」を起案し、見積書を徴して、それに基づき契約を締結し、請負契約書を供覧している文書が認めら

れた。

(2) 本件公開請求8について

当審査会において「工事工程表」を見分したところ、請負者から、契約の翌日の平成9年2月27日付けで提出され、同日付けの実施機関の受付印が押印されていることが認められた。

この工事工程表では、除去土量が1, 120 m<sup>3</sup>と記載されており、当該工事の工事実施（当初）設計書における除去土量1, 120 m<sup>3</sup>と整合している。

(3) 本件公開請求9について

当審査会において「契約締結（変更）に係る支出負担行為伺」及びそれに添付された「工事実施（第1回変更）設計書」を見分したところ、施工延長250m、除去土量1, 180 m<sup>3</sup>と記載されていることが認められた。

(4) 本件公開請求10について

当審査会において、「建設工事変更請負契約書」を見分したところ、収入印紙の貼付が確認された。

以上のことから、本件公開請求1、5及び8ないし10に対応する公文書の特定に誤りはなく、公開された公文書の外に本件公開請求に対応する公文書が存在するはずであるとすする異議申立人の主張は、理由があるとは認められない。

#### 4 本件公開請求2に係る処分に対する異議申立てについて

行審法第48条で異議申立てに準用される同法第15条において、審査請求書に記載すべき事項が規定されており、異議申立書では、異議申立ての対象となる処分を特定し、異議申立てをする趣旨及び理由を記載しなければならないことになっている。

異議申立人は、当該異議申立書の「異議申立てに係る処分」欄に、「平成18年6月20日付 奥能土第761号 公文書公開決定処分」と記載しており、この決定は、本件公開請求2に対して行われた処分である。

しかしながら、「異議申立ての趣旨及び理由」欄の「異議申立ての趣旨」においては、前述の第3の2の(2)のとおり、公開された入札書の記載に関して異議申立てしていると認められる。

「異議申立ての趣旨及び理由」の記載については、判例（大津地方裁判所昭和57年1月25日）において、書面の文言にこだわらず、その内容を具体的に検討し、善解すべきであるとされているが、本件公開請求2に係る処分に対する異議申立てのように「異議申立てに係る処分」欄に記載された処分と関連のない「異議申立ての趣旨」が記載されているような異議申立ては、記載内容が整合しておらず、異議申立ての対象となる処分が特定されていないと言わざるを得ない。

したがって、当該異議申立書は不備があり、補正可能と考えられるので、行審法第48条で準用される同法第21条に基づき補正を命じるべきであったと考えられる。

実施機関は、諮問後に、異議申立人に対して、当該異議申立書の不備について補正するよう口頭で要請したが、異議申立人がこれに応じなかったため、期限を付して平成20年



1 2月1日付けで補正命令書を送付したが、異議申立人からは返答がなかったと述べている。

したがって、当該異議申立てについては、不適法なものであるので、実施機関において却下すべきものと考えられる。

#### 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、当審査会は審議する立場にはなく、上記判断を左右するものではない。

#### 6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別記

本件公開請求	本件公開請求に対応する公文書	決定通知文書番号
本件公開請求 1	契約締結に係る支出負担行為何及び前金払実施何 (工事実施(当初)設計書を含む)	奥能土第 760 号
本件公開請求 2	指名競争入札執行通知書の送付について	奥能土第 761 号
本件公開請求 3	入札結果報告	奥能土第 762 号
本件公開請求 4	随意契約の締結について(伺い)	奥能土第 763 号
本件公開請求 5	見積結果報告について	奥能土第 764 号
本件公開請求 6	建設工事請負契約書	奥能土第 765 号
本件公開請求 7	監督員選任通知何	奥能土第 766 号
本件公開請求 8	工事工程表	奥能土第 768 号
本件公開請求 9	契約締結(変更)に係る支出負担行為何 (工事実施(第1回変更)設計書、平面図、横断図 添付)	奥能土第 769 号
本件公開文書 10	建設工事変更請負契約書	奥能土第 770 号

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 9 月 1 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 9 1 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 9 2 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 9 3 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 9 4 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 9 5 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 9 6 号)
平成 18 年 10 月 20 日	○実施機関(奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所)から理由説明書を受理した。
平成 18 年 11 月 16 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 19 年 1 月 12 日 (第 146 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 2 月 27 日 (第 148 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 3 月 16 日 (第 149 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 2 日 (第 150 回審査会)	○異議申立人から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 30 日 (第 151 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 12 月 22 日 (第 170 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 1 月 19 日 (第 171 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 2 月 17 日 (第 172 回審査会)	○事案の審議を行った。